

しみせん

Hokkaido Civic Activity Support Center

Vol.86

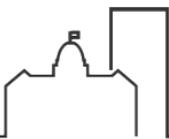
特集：札幌弁護士会の活動

2022年度活動報告

- ・公募企画講座
- ・中間支援組織等事業助成
- ・市民活動スタッフ養成講座

しみセンからのお知らせ





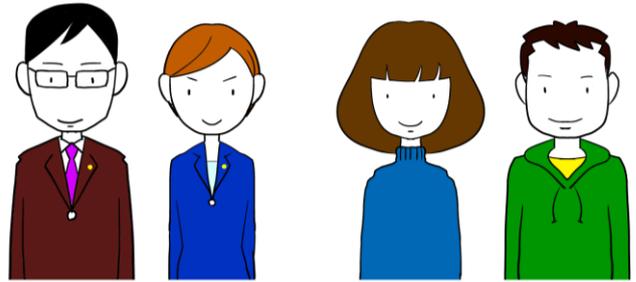
特集

社会課題

札幌弁護士会の活動

伊藤 良さん

札幌弁護士会所属・伊藤良法律事務所
2021年度 札幌弁護士会副会長
2022年度 北海道弁護士会連合会理事



弁護士 ← 連携 → NPO

市民活動には、特定非営利活動促進法や個人情報保護法、著作権法など、さまざまな法律がかかります。活動のなかでトラブルが起き、解決が困難なケースがあるかもしれません。そんなときに頼りになるのが「法律の専門家」である弁護士です。今回の特集では、弁護士や弁護士が所属する弁護士会がどのようなものなのかご紹介いただくとともに、今後のNPOとの連携についてもお話しいたします。

弁護士会とは？

弁護士会は、弁護士として活動する者が必ず加入しなければならない団体で、全国には52の弁護士会があります。

北海道には、札幌弁護士会の他、旭川弁護士会、函館弁護士会、釧路弁護士会があり、これら4つの弁護士会で構成する組織として、北海道弁護士会連合会(道弁連)があります。さらに、上位の組織として、全国の弁護士が加入する日本弁護士連合会(日弁連)があります。

札幌弁護士会には、現在約850名の弁護士が所属しており、札幌市のみならず、北は滝川、南は浦河、西はニセコなど多くの地域で活動をしています。

なお、弁護士会の大きな特徴は、監督官庁がなく、国から完全に独立しているという点です(これを『弁護士自治』といいます)。弁護士は案件によっては国を訴えることもあり、また、検察庁や裁判所と対立することもあるため、国から不当な圧力を受けないよう独立性が担保されています。

どんな活動をしているの？

弁護士法1条1項で、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定められています。したがって、弁護士会は人権擁護や社会正義実現のために、日常的に公益活動をおこなっています。

具体的には、多くの弁護士が弁護士会内の委員会に所属し、委員会の目的に沿った活動をしています。例えば、子どもの権利委員会では、子どもからの無料電話相談に応じたり、スクールロイヤーとして学校内の問題に対応したりしています。

また、性の平等と多様性に関する委員会では、性別(性的指向・性自認を含む)に

よる差別の防止やDV被害者の救済などの活動を行っており、災害対策委員会では、自然災害発生時の支援活動等を行っています。

ほかにも、今年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことを受けて、札幌弁護士会から国に対して、若年者が消費者被害に遭わないような諸施策を求める会長声明を発出する等、社会をよりよくするための活動を継続的に行っています。

札幌弁護士会の新たな活動

このような弁護士会の公益活動はNPOのみならず日々おこなっている活動と多くの共通点があり、札幌弁護士会としては、弁護士会とNPOが協働することにより、公益活動をさらに発展させることができるのではと考えております。

たとえば、北海道内で地震等の災害が起きた場合、弁護士は被災者の方に対して法的支援をおこなうことはできますが、食糧を提供したり、倒壊した家屋から必要品を搬出したり、という支援はノウハウがなく不得手です。そのため、弁護士会とNPOが平時から連携することにより、有事の際により総合的な支援が可能になります。



そして、このような弁護士会とNPOとの連携は災害だけではなく、子どもの保護、DV事案、LGBT、高齢者支援、環境保全などさまざまな場面で可能です。さらに、弁護士は法律の専門家なので、NPOが法的トラブルを抱えたときにもサポートできます。

そのため、札幌弁護士会では、2021年からNPOを支援し、NPOと協働するための活動を始めました。活動の一例を挙げると、NPO法人北海道NPOサポートセンターと毎月協議をして、市民の公益活動を支援するための方策などについて意見交換をし、今年7月には同センターと共催で「弁護士&NPO交流座談会」というイベントをおこないました。「弁護士&NPO交流座談会」では、本格的に弁護士に法律相談をするほどではなくても、ちょっと弁護士に話を聞いてみたい、というような相談事を気軽に聞くことができ、かつ、NPO同士の情報交換もできるので、NPOで公益活動をされている皆さんにとって有益な機会になったと思います。

ほかにも、北海道立市民活動促進センター、札幌市および札幌市市民活動サポートセンターと意見交換会をしたり、札幌市市民活動サポートセンター主催の「しみサポマルシェ」に法律相談ブースを出展したりしています。今後は札幌弁護士会の特定の委員会と個別の公益団体との間で、意見交換会もおこなう予定です。

札幌弁護士会としては、今後も公益活動に携わる多くの方と交流できれば、と考えております。

弁護士への相談の仕方

さて、ここからは少し話が変わり、どういときに弁護士に相談するのがよいかなどについてお話ししたいと思います。

みなさんからすると、弁護士に相談するのは敷居が高く、よっぽどのことがなければ相談しようと思わないかもしれません。しかし、弁護士の立場からすると、「もっと早くに相談してくれればなんとかなったの

に」と思うことはあっても、「なぜこんなに早く相談に来たの?」と思うことはまずありません。もっと言うと、まだもめていない(将来もめるかもしれない)という段階で相談することは、紛争予防の観点から正しい判断です。

したがって、なにかトラブルが起こりそうだなと思ったら、早めに弁護士に相談することをお勧めします。ただ、弁護士に相談する場合、相談料(概ね30分で5500円程度)がかかることが多いので、相談料を払ってまで聞く必要があるのかわからない場合は、弁護士会や各自治体の無料法律相談を利用するのがよいでしょう。

なお、弁護士に相談する場合は、聞いた内容を箇条書きにしたメモや、紛争の内容や経緯を時系列に従ってまとめたメモを持参すると、弁護士と効率的に情報を共有できます。その他事件に関係しそうなものは、なるべく相談時に持参した方がよいです。30分はあつという間なので、なるべく有益な相談ができるよう準備をしましょう。

弁護士の選び方は?

「ちょっと相談してみたい」というだけであれば、前述の無料法律相談を利用するのがよいと思います。では、現実に弁護士に依頼をしたい場合、どのように弁護士を選ぶのがよいのでしょうか。多くの方は弁護士に接する機会はなかなかないでしょう、医者のように専門が分かれているわけ

もないため、良い弁護士を見つけるのはとても難しいです。

そんな中で、私がお勧めするのは、知人・友人からの紹介です。過去に知人あるいは友人がその弁護士に頼んでよかったと思っているのであれば、良い弁護士である可能性が高いと思います。

では、紹介してもらえない弁護士がいない場合は、どうやって選ぶのがよいでしょうか。その場合は、札幌弁護士会の法律相談センターに相談してみるという方法があります。札幌弁護士会の法律相談センターであれば、3回まで無料で相談を受けられますし、相談担当弁護士は毎回変わるため、最大で3人の弁護士と面談できます。3人と面談をすれば、その中に「この人いいな」と思える弁護士に当たる可能性は高いと思います。

あるいは、インターネットなどで法律事務所のホームページを検索して、よい印象を持った法律事務所に法律相談を申し込んでみるという方法もあります。ただ、その場合も、テレビCMなどでよく広告を見るから、という理由で選ぶことは避けた方がよいように思います。これは私の個人的見解になりますが、広告の程度と弁護士の善し悪しはまったく関連しないように思います。

いずれにしても、弁護士と依頼者の関係はお互い信用できることがもっとも重要なので、実際に会って話をして、信頼できると感じられるか否かが弁護士を選ぶために最大のポイントになるでしょう。

・札幌弁護士会

TEL:011-251-7730 <https://satsuben.or.jp/>

・旭川弁護士会

TEL:0166-51-9527 <http://kyokuben.or.jp/>

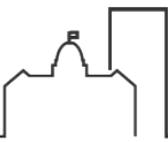
・函館弁護士会

TEL:0138-41-0232 <https://hakoben.or.jp/>

・釧路弁護士会

TEL:0154-41-3444 <https://www.946.jp.com/ben54/>





2022年9月3日(土)に、いしかり防災講座『命を守る一枚の風呂敷』を開催しました。

これは9月1日の「防災の日」、9月の「防災月間」、2018年9月6日に起こった北海道胆振東部地震にちなみ、いつ起こるかわからない災害に向けて、防災に対する意識を高めてもらいたいという思いで企画しました。

講師に石狩市総務部危機対策課と一般社団法人日本風呂敷文化協会の代表理事で、防災士でもある横山芳江さんをお招きし、子どもも大人も一緒に防災について学べる講座となりました。

まず第一部として、「石狩市の過去の災害例、防災について」を石狩市総務部危機対策課から、スライドを見ながら説明していた

できました。災害と聞くと真っ先に地震や津波などを思い浮かべがちですが、とても身近な災害として豪雨(雪)があります。今年度の2月の大雪は記憶に新しく、そういったことに対しての備えも必要だと改めて感じることができました。

第二部の防災風呂敷講座は、横山さんをはじめとする日本風呂敷文化協会の講師の方々による風呂敷デモンストレーションからの幕開けです。さまざまな大きさの風呂敷はどのようなものを包むのに適しているのか、音楽にあわせ、丸いものを安定して運べる「スイカ包み」、まるでバッグのように見える「ブック包み」、瓶2本を持ちやすくおしゃれに包んだ「瓶包み」など、シュシュツ、シュシュツと心地よい音とともに披露していただきました。

「いしかり防災講座 命を守る一枚の風呂敷」



2022年9月3日・NPO法人ひとまちつなぎ石狩

さまざまなバリエーションがある包み方ですが、基本となる結び方はなんとたった2つだけ。この2つを知っていると一枚の風呂敷で2,500種の風呂敷結び・包みが出来そうです。

まずはその基本となる「真結び」と「一つ結び」の結び方を教わりました。なんと、風呂敷の結び方を口ずさみながら覚えることができる「ふろしきの歌」も作ってしまったとのこと。その覚えやすいメロディーのお陰か、子どもも大人もしっかり結び方を覚えることができました。

基本から応用に進むと、さっそく防災に役立つ「給水袋」や「赤ちゃん抱っこ紐」など、とっさのときに使える風呂敷利用法を学びました。

モデルとして参加者の男性が頭巾や風呂敷シューズを身にまとい、頭上から落ちてくる(先生が落とす)物を浴び続ける姿に場内

に笑いが起き、「防災講座なのに不謹慎だったかな…」と思ったところ、

「いまはこうして笑いながら覚えることが大切です。楽しくないとやる気にならないですよ。笑いながら楽しく学んで、実際にその場面になったときしっかりと役立ててください！」

と、防災だからとかしこまり過ぎず、笑顔の先生方。そのお陰でも和やかな雰囲気、楽しく学ぶことができたことと思います。

また、防災に対する知識だけではなく、日本伝統の文化でもある風呂敷の魅力についてもたっぷり感じることができた一日となり、参加者からも「これを機に風呂敷を使ってみよう」という声が多く聞こえました。地域の方々大切に物を身に着けていただけよう、今後も継続して防災に関する講座を開催していきたいと思っています。

NPO法人ひとまちつなぎ石狩 秋田谷順子さん



ひがし北海道防災スクール2022 in 釧路

ひがし北海道市民防災サポート

2022年9月23日

2022年9月23日、釧路市のイオンモール釧路昭和サンコートを会場で「ひがし北海道防災スクール2022 in 釧路」を開催しました。

これまでセミナーやワークショップ形式の災害対策を学ぶイベントを展開してきましたが、初めての試みとして、さまざまな展示を来場者に巡ってもらおうオープンイベント形式を導入。イオンモール釧路昭和様の特別協力のもと、祝日でにぎわうショッピングモールで開催するイベントとなりました。

会場には、災害対策を啓蒙するブースとしてパネル展や、災害時の持ち出し品のサンプル展示、風水害に見舞われるなかでの避難判断を学べるワークショップのデモンストレーションなどが並び、釧路市役所と北海道釧路総合振興局からも防災関連部署からブースの出展をいただきました。webハザードマップの活用体験、新聞紙でつくる簡易スリッパの製作体験、段ボールベッドの丈夫さを体感してもらう展示など、行政機関の積極的な参加が来場者へも強い印象を与えました。

また、北海道教育大学附属釧路義務教育学校後期課程8年生の皆さんが、今年度取り組んでいる「防災学習」の成果を発表。北海道、釧路市、当団体代表の三者に、「北の国災害サポ

ートーク」の篠原代表が登壇する防災トークなど盛りだくさんのプログラムで、午前11時から午後5時まで多くの来場者を迎えました。

今回は、災害に見舞われた後の支え合いについても知っていただくため、災害ボランティアに関する展示を取り入れたことも特徴です。私たちも幹事団体として参画している「北の国災害サポートチーム」のブースを設け、平成30年北海道胆振東部地震の際の被災地支援の様子を紹介する写真展や、実際に被災地で活動した北海道足湯隊の装備品を展示。多くの市民が珍しそうに眺めたり、被災地支援活動についてスタッフから説明を受ける市民の姿も見受けられ、災害ボランティアへ対する関心を持っていただくきっかけになったのではないかと思います。

ひがし北海道市民防災サポートは、

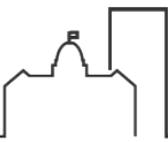
北海道東部唯一の「北の国災害サポートチーム」幹事団体として、特に千島海溝巨大地震・津波の被災リスクの高い釧路、根室地域を中心に、行政、社会福祉協議会、NPO等の三者連携を深めて、顔の見える関係性の構築を進めています。

また、災害対策や被災者支援につながる企業や団体との交流も進めており、今回は郵便局、北海道損害保険代理業協会釧路支部、希望食品株式会社の3社、団体にイベントへ参加いただいております。

このイベントを通じ、私たちが訴求する市民防災～災害対策の主役はわたしたちである、という概念をより強くお伝えできたと考えています。そして災害を学ぶ市民参加のお祭りのような明るいイベントとして、引き続き展開していこうと思います。



ひがし北海道市民防災サポート 辻川美奈恵さん



第一回 (2022年7月22日)

対話の実践／ファシリテーション・
グラフィックの練習と会議の実践講師：津田光子さん、遠藤千尋さん
(NPOファシリテーションきたのわ)

対話、話し合いの場がいかに私たちにストレスを与えているか、私を含む参加者たちの声を聞いて、あらためて感じました。そして、それを少し前向きな気持ちに導いてくれたのが、このファシリテーション・グラフィック講習でした。

初めに小さな単位での対話実践。話す人、聞く人、その対話を客観的に眺める人に役割分担しすべての役割を順番にやってみました。自分の対話に対して、他者がどういう客観的感想をもったのか冷静に聞いたのは、とても貴重な体験で、対話の本質的な意味を考え、聞く力の大切さを感じたワークでした。

そして、ファシリテーションの基本、グラフィック化のお手本を聞いたあと、いよいよその実践。

私の所属団体であるワーカーズコープは、みんなで話し合い、意見を反映させ、物事を決めていく、話し合いを大切にしている組織です。しかし、そうは言ってもなかなか話し合いの場というのは、まとまらないし決まらないし時間ばかりかかってしまう場面も多くあります。

さまざまな人にフラストレーションがたまらず、意見を言いやすい状況をつくるために、そして、みんながある程度納得するためにはどうしたらいいのか、そんなヒントがたくさん詰まった内容とデモンストレーションでした。

私はワークで自分の苦手としているみんなの意見の可視化に挑戦しました。この話し合いがどこに向かっているのか、目的やゴールを示し見える化することが、そこに参加する人にとって考えやすく、意見を出しやすくするために、いかに大切であるかを実感できました。進行する側にとっても、この話し合いがゴールに対してどこまで進んでいるのか、別の方向に進んでいないかを確認しながら進めていけるので、ファシリテーション・グラフィックはとても有効な手段だと感じました。

市民活動を推進、継続する上で、この「話し合いの場」というのは、非常に重要な要素のひとつだと日々感じています。市民活動だけではなく、社会の中にある全てのコミュニティの場で、大切にされるべき「対話」という本質について、深く学べた講座でした。

NPO法人ワーカーズコープ
苫小牧まちづくり地域福祉事業所 堀川紅美さん

第二回・午前 (2022年8月9日)

NPOの基礎

講師：東田秀美さん (NPO法人旧小熊邸倶楽部 理事長)

市民活動やNPOとは？ から基礎知識、NPOと法人格の違いや法人格取得のメリット・デメリット、法人を設立する際の流れ、書類作成のポイントなどを教えていただきました。

NPO法とは、NPOに簡易な手続きで法人格を付与することなどを目的とした法律のことで、①営利を目的としない ②社員の資格の得喪に関して、不当な条件をつけない(社員=正会員) ③役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下 ④10名以上の社員(総会で議決権を有する者)といった決まりがあります。

NPO関係の用語では、市民活動の「市民」とは、住民という意味での市民ではなく、社会的な立場や所属などにとらわれずに、個人として社会的責任を自覚した人々のことだと言われていました。また、「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与する事を目的とし、継続的かつ自発的に行われる活動とのことでした。

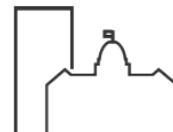
「NPO」という言葉の捉え方として、組織としての「NPO」は「民間非営利組織(団体)」を指し、活動としての「NPO活動」は活動内容が公益的な場合を指すとのことでした。

法人格の取得については、法人格でないと活動が始められるわけではなく、助成金や補助金についてもほとんど関係ないとのことでした。法人格を持ちながら運営継続するための、必要な事務・会計能力があるかどうか取得を考えるポイントだと言われていました。NPO法人格取得は活動を進めていくの通過点でしかない。よりよく活動する為の手段として活用してほしいとのことでした。



ポイントごとにこれまでの前例や講師の方の経験をもとに説明していただきました。身近に感じられ、想像しやすかったです。今回、教えて頂いたことを業務でも活かせるよう学んでいきたいと思えます。

NPO法人くしろ・わっと 菊池若菜さん



第二回・午後（2022年8月9日）

労働者協同組合法が社会を変える ～協同労働という働き方～

講師：石本依子さん

(NPO法人ワーカーズコープ北海道事業本部 本部長代行)

いまは「ストーリー」の時代だとも言われています。「労働者協同組合法」という、パッと見、難しげに見えるテーマでしたが、石本依子先生の実践や、心から発せられる火花に心を動かされました。

人口が減って、高齢化が進むとわかっていて、この時代をどう生きるか。どう社会を創るのか。多いこと、大きいこと、広がることが価値だった時代に、わたしたちの思考は慣れきってしまっていると思います。

でも、人の数が少なくなる時代を想像してみると、労働者協同組合が発展することは自明です。その集まりも、いくつも増え、現状のようにそれぞれに別の可能性を、くっついたり離れたりしながら追求するでしょう。

そういう予想や設計の前にはできるのが「労働者共同組合法」なのでしょう、必要とされ、施行に向けての動きを臨場感をもって拝聴しました。主体が変わる、社会実験のようだとおっしゃられていたのも納得です。



NPOとちがって、利益を出すのがマストで、「ひとりひとりが経営者としての自覚を持っている」。この考え方は私たちも取り入れていく必要があると感じました。「出資」「増資」という考え方にもとづく、職員と組合員の関係性、出資・運営・労働の一本化も、すごく新鮮に映りました。

「篠路まちづくりテラス和氣藍々」さんでの地域の課題を解決する取り組みも魅力的で、足を運んでみたいと思っています。（おうどんが美味しそうでした！）

withコロナ、アフターコロナにおいて、人々における労働への価値観が大きく変動する中で、ワーカーズコープさんが「どれだけ真剣にやっているか」が伝わってきて、大いなる発展の可能性をひしひしと感じました。法の施行により、それもより強固なものになるでしょう。

第三回（2022年8月25日）

ひとりからみんなへ ～伝わる広報講座～

講師：吉田知津子さん

(NPO法人沖縄NGOセンター 理事)

2022年8月25日、市民活動スタッフ養成講座の「ひとりからみんなへ～伝わる広報講座～」を受講させていただいた。講師は、NPO法人沖縄NGOセンター理事の吉田知津子氏。

以前、吉田知津子氏の広報講座を一度受講したことがあった。その時は新型コロナもなく、参加者みんなで一日グループワークなどをやった記憶がある。その時は、それぞれが地元のお土産を持ち、そのお土産の広報を考えるというとてもユニークなワークショップだったことを覚えている。そのため今回もすこし楽しみにしていた講座であった。

しかし、新型コロナの感染拡大防止や、吉田氏が怪我を負ってしまいパフォーマンスを奪われる自体になってしまったことはすこし残念ではあった。それでも相変わらずの元気に怪我をしていることを忘れてしまうほどだった。

吉田さんの講座を受けた中で、忘れられないフレーズが「広報はラブレターだ！」。以前受講したときもこのフレーズは記憶に残るものだった。複数人に向けて創るのではなく、ひとりに向けて創る「ラブレター」で、とのことだった。確かにひとりに伝えなければ、複数の人には伝わらない。自分自身がチラシなどをつくるときはどうだろうと思うと、なかなかラブレターにはなっていないと思う。どうしても情報をグューグューに詰めたチラシになってしまい、チラシの中がゴチャゴチャになってしまう。

それでも講座の中ではターゲットを絞り、わかりやすく大胆なフレーズを用いてチラシ案を出すことができた。今までまったく使わない手法だったのでとても新鮮だった。

あと、複数の人を巻き込んでのCMもものすごいインパクトがあった。自然にみんなが参加できるような仕組みをつくって、みんなが自然に楽しむことができるCM。こんな広報ができると創った側もとてもやりがいがあったらと思う。

今までの自分がやってきた広報はどうしても人数が少ないこともあって、広報活動がほぼひとりで終わってしまいがちだが、複数人数でワイワイ意見を出し合いながら進めていくことはとても楽しい時間になると思う。この先、広報活動とともに参加者と一緒にいろいろと取り組みができると、一体感も生まれ、イベント前から楽しい時間となれることが理想だと思った。

しみセンからのお知らせ

「労働者協同組合法」が施行されました

85号で特集した「労働者協同組合法」が10月1日に施行されました。この法律では、労働者協同組合の設立や運営、管理などが定められています。労働者協同組合は、

- ① 組合員が出資
- ② それぞれの意見を反映して組合の事業を行う
- ③ 組合員自らが事業に従事する

という3つの基本原理にしたがい、持続可能で活力ある地域社会に資する事業をおこなうことを目的とした法人です。

法律の施行日から3年以内に限り、現に活動する企業組合またはNPO法人が労働者協同組合に組織変更をおこなうことが認められています。詳しくは厚生労働省や北海道のホームページをご覧ください。

厚生労働省特設サイト:知りたい!労働者協同組合法
<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

北海道:
2022年10月1日「労働者協同組合法」が施行されました
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/119354.html/>



市民活動の相談

北海道立市民活動促進センターでは、NPO法人の設立、法人運営や実務など市民活動に関する疑問・質問に市民活動を実践している相談員がお答えします。(要予約)

■予約方法

来館、あるいは以下の連絡先に市民活動相談を希望する旨をお伝えください。ご予約の際は「氏名」「団体名」「連絡先」「希望日時」「相談内容」「相談方法」をお伝えください。

- ・電話: 011-261-4440
- ・メール: center@do-shiminkatsudo.jp

■相談方法や時間

対面、電話、オンライン(Zoom)、メール

- ・月～金: 10:00～20:30
- ・土日祝日: 10:00～17:30

以上の時間内で最大2時間

■市民活動のお役立ち資料

・情報紙「市民活動情報(しみセン)」

当センターが発行している情報誌に、市民活動の基礎知識やNPO法人の年間スケジュールなどを掲載しています

当センターサイト

資料

情報誌

・「北海道のNPO」

北海道のサイトでは、NPO法人の設立や管理・運営の手引きなどが掲載されています。

北海道のサイト

環境生活部

くらし安全局道民生活課

北海道のNPO

北海道立市民活動促進センター

指定管理者:(公財)北海道地域活動振興協会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
道民活動センタービル(かでの2・7)8階
TEL.011-261-4440 FAX.011-251-6789
E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp
<http://www.do-shiminkatsudo.jp/>



月～金 9:00～21:00

土日祝 9:00～18:00

公共地下歩道:(1番出口)徒歩約4分

